

【食品健康影響評価を実施する部会を指定する農薬】

論点整理ペーパー及び農薬専門調査会体制（平成 24 年
4 月農薬専門調査会決定）

（食品健康影響評価を実施する部会を指定する農薬）	頁
エポキシコナゾール	1
農薬専門調査会体制（平成 24 年 4 月農薬専門調査会決定）	4

【参考】

（部会で ADI が決定し幹事会へ報告する農薬）	
ジカンバ	5
フルオピラム	10
フルミオキサジン	11
（既に食品健康影響評価の結果を有している農薬）	
アミスルブロム	14

エポキシコナゾール

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
・ 暫定基準 ・ インポートトレランス	トリアゾール系	細胞膜のエルゴステロール生合成阻害	殺菌剤	・ 農薬抄録 ・ 試験報告書 ・ EU EFSA 評価書

1. 基準参照国は EU、ブラジル。
2. 小麦、だいち等に対するインポートトレランス申請がなされている。

【試験成績の概要】

1. ラットの体内運命試験において、投与後 48 時間における体内吸収率は、雄で 62～89%、雌で 43～55%と算出された。臓器及び組織への分布は速やかであったが、血液及び脾臓では放射能の減衰は緩やかであった。主要排泄経路は糞中（投与後 168 時間で約 80%TRR）であった。エポキシコナゾールは尿中及び胆汁中では検出されず、高用量群の糞中、肝臓及び腎臓で少量検出された。代謝物として、尿中では K、L、R 及び S、糞中では G 及び II、胆汁中では L、HH、JJ 及び NN、肝臓及び腎臓では C、K、R 及び S が認められた。
2. ヤギ及びニワトリの体内運命試験において、投与放射能の乳汁、卵への移行及び組織中残留は低かった。ヤギの乳汁、筋肉及び脂肪中放射能の主要成分はエポキシコナゾール、肝臓及び腎臓ではエポキシコナゾールとそのグルクロン酸抱合体（Y）であった。肝臓では E とその抱合体（Z）も多かった。ニワトリにおける主な残留成分はエポキシコナゾールであった。
3. コーヒー、小麦、バナナ及びてんさいの体内運命試験の結果、葉及び可食部における主要残留物は未変化のエポキシコナゾールであった。小麦及びバナナでは 10%TRR を超える代謝物は認められなかったが、コーヒー豆でトリアゾリルアラニン（TT）が 19%TRR 検出された。
4. 毒性試験においてエポキシコナゾールの影響は、主に肝臓（肝細胞肥大等）に認められた。
5. 発がん性試験において、雌ラットで副腎皮質腺腫及び卵胞膜顆粒膜細胞腫、雌雄マウスで肝細胞腺腫及び肝細胞癌の発生頻度増加が認められた。
6. 繁殖試験において、最高用量群の雄親動物で授胎率低下が、雌親動物で膣出血、妊娠期間延長等が認められ、死産児数が増加したが、無毒性量が得られている。
7. 発生毒性試験において、ラットで母体に顕著な毒性が発現する用量の胎児で口蓋裂等の奇形又は変異の発生頻度が増加したが、母体毒性のない用量では胎児の異常は認められなかった。ウサギでは催奇形性は認められなかった。
8. 遺伝毒性は認められなかった。

【評価担当部会（予定）】：評価第一部会

エポキシコナゾール(EPOXICONAZOLE)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
農産物に係る基準値												みかん											
米(玄米)												なつみかん											
小麦	0.5	海外					0.5				5	なつみかんの外果皮											
大麦	0.5	海外					0.5				5	なつみかんの果実全体											
ライ麦												レモン											
とうもろこし												オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)											
そば												グレープフルーツ											
その他の穀類												ライム											
												その他のかんきつ類果実											
大豆												りんご											
小豆類												日本なし											
えんどう												西洋なし											
そら豆												マルメロ											
らっかせい												びわ											
その他の豆類																							
ばれいしょ												もも											
さといも類(やつがしらを含む。)												ネクタリン											
かんしょ												あんず(アブリコットを含む。)											
やまいも(長いものをいう。)												すもも(プルーンを含む。)											
こんにゃくいも												うめ											
その他のいも類												おうとう(チェリーを含む。)											
てんさい												いちご											
さとうきび												ラズベリー											
												ブラックベリー											
だいこん類(ラディッシュを含む。)												ブルーベリー											
だいこん類(ラディッシュを含む。)												クランベリー											
かぶ類の根												ハックルベリー											
かぶ類の葉												その他のベリー類果実											
西洋わさび																							
クレソン												ぶどう											
はくさい												かき											
キャベツ												バナナ	1	海外				1					5
芽キャベツ												キウイ											
ケール												パパイヤ											
こまつな												アボカド	0.5	海外				0.5					5
きょうな												パイナップル											
デンゲンサイ												グアバ											
カリフラワー												マンゴ											
ブロッコリー												パッションフルーツ											
その他のあぶらな科野菜												なつめやし											
ごぼう												その他の果実											
サルシフィー																							
アーティチョーク												ひまわりの種子											
デコリ												ごまの種子											
エンダイブ												べにばなの種子											
しゅんぎく												綿実											
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)												なたね											
その他のきく科野菜												その他のオイルシード											
たまねぎ												ぎんなん											
ねぎ(リーキを含む。)												くり											
にんにく												ペカン											
にら												アーモンド											
アスパラガス												くるみ											
わけぎ												その他のナッツ類											
その他のゆり科野菜																							
にんじん												茶											
パースニップ												コーヒード											
パセリ												カカオ豆											
セロリ												ホップ											
みつば												その他のスパイス											
その他のせり科野菜												その他のハーブ											
トマト																							
ピーマン																							
なす																							
その他のなす科野菜																							
きゅうり(ガーキンを含む。)																							
かぼちゃ(スカッシュを含む。)																							
しろくり																							
すいか																							
メロン類果実																							
まくわうり																							
その他のうり科野菜																							
ほうれんそう																							
たけのこ																							
オクラ																							
しょうが																							
未成熟えんどう																							
未成熟いんげん																							
えだまめ																							
マッシュルーム																							
しいたけ																							
その他のきのこ類																							
その他の野菜																							

エポキシコナゾール(EPOXICONAZOLE)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型		残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型
畜水産物に係る基準値												加工食品に係る基準値					
牛の筋肉	0.01	海外					0.01				5						
豚の筋肉	0.01	海外					0.01				5						
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.01	海外					0.01				5						
牛の脂肪	0.01	その他									6-3	ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の脂肪	0.01	その他									6-3						
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.01	その他									6-3						
牛の肝臓	0.05	海外					0.05				5						
豚の肝臓	0.05	海外					0.05				5						
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.05	海外					0.05				5						
牛の腎臓	0.05	海外					0.05				5						
豚の腎臓	0.05	海外					0.05				5						
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.05	海外					0.05				5						
牛の食用部分	0.05	海外					0.05				5						
豚の食用部分	0.05	海外					0.05				5						
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.05	海外					0.05				5						
乳	0.01	海外					0.01				5						
鶏の筋肉	0.02	その他									6-6						
その他の家禽の筋肉	0.02	その他									6-6						
鶏の脂肪	0.05	海外					0.05				5						
その他の家禽の脂肪	0.05	海外					0.05				5						
鶏の肝臓	0.02	海外					0.02				5						
その他の家禽の肝臓	0.02	海外					0.02				5						
鶏の腎臓	0.02	海外					0.02				5						
その他の家禽の腎臓	0.02	海外					0.02				5						
鶏の食用部分	0.02	海外					0.02				5						
その他の家禽の食用部分	0.02	海外					0.02				5						
鶏の卵	0.01	海外					0.01				5						
その他の家禽の卵	0.01	海外					0.01				5						
魚介類(さけ目魚類に限る。)																	
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)																	
魚介類(すずき目魚類に限る。)																	
魚介類(その他の魚類に限る。)																	
魚介類(貝類に限る。)																	
魚介類(甲殻類に限る。)																	
その他の魚介類																	
はちみつ																	

※留意事項※

※鶏及びその他の家禽の筋肉は、脂肪に残留が想定されることに配慮したもの

※表の見方他※

・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。

・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。

・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。

・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。

・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。

・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。

・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

c厚生労働省, 2005. All rights reserved.

農薬専門調査会体制(平成24年4月農薬専門調査会決定)



ジカンバ

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
・インポートトレランス設定 ・飼料中残留基準値設定 ・暫定基準	芳香族カルボン酸系	オーキシンの植物ホルモン作用により、雑草類を枯死させる	除草剤	・農薬抄録 ・試験成績概要書 ・試験成績報告書 ・環境省資料 ・米国資料 ・カナダ資料

【審議の経緯】

- ・第7回農薬専門調査会評価第三部会（2011年6月1日）においてADIが設定され、7項目の抄録修正要求事項が出された。
- ・暴露評価対象物質については、
 - ①日本では食用作物への登録がない、
 - ②遺伝子組換え作物のみで検出される代謝物がある、
 - ③作物残渣の飼料への利用実態は各国で異なる、
 - ④米国では作物ごとに定義されているが、あまり現実的ではない、
 ことから、部会のみで結論するのは難しいとされ、暴露評価対象物質の選定については、幹事会に諮ることとされた。
- ・2012年4月に抄録修正要求事項への回答が提出され、評価部会の専門委員により確認了承された。

【試験成績の概要】

1. 動物体内運命試験

ジカンバの吸収及び排泄は速やかで、動物種、投与方法及び投与量にかかわらず、主に尿中に未変化体として排泄された。血中濃度は1時間で最大に達した。組織への分布は少なく、消失も速やかであった。尿及び糞中放射能の主要成分は親化合物であり、代謝物として少量のB及びEが認められた。

ジカンバ耐性だいず（遺伝子組換え作物：ジカンバモノオキシゲナーゼ遺伝子導入）における主要代謝物であるBの吸収及び排泄も速やかで、その大部分が未変化で尿中に排泄され、組織中にはほとんど残留しなかった。

2. 植物体内運命試験

小麦の穀粒では親化合物が16%TRRを占め、代謝物は2%TRR（0.01

mg/kg) 未満であった。茎葉では代謝物 H (C のグルコシド) が 65%TRR 認められた。

だいずでは、葉及び子実中残留放射能の大部分が親化合物であった。代謝物として B がさや形成初期処理の葉で 17%TRR 検出された。

ジカンバ耐性だいずにおける主要代謝物は B のグルコシド (J 及び K) であり、J は茎葉で 60~74%TRR、子実で 12~15%TRR 検出された。ジカンバのジカンバ耐性だいず中における代謝は、土壤中代謝及び他の作物中における代謝と同等であると判断されている。

3. 作物残留試験

大麦、だいず及びジカンバ耐性だいずを用いて、ジカンバ、代謝物 B、C 及び D を分析対象化合物とした作物残留試験が海外圃場で実施されており、ジカンバの最大残留値は処理 5 日後の大麦 (わら) の 32.6 mg/kg、B は処理 21 日後のジカンバ耐性だいず (hay) の 134 mg/kg、C は処理 7 日後の大麦 (わら) の 2.06 mg/kg、D は処理 22 日後のジカンバ耐性だいず (hay) の 7.33 mg/kg であった。

4. 急性神経毒性試験/急性遅発性神経毒性試験

急性神経毒性試験で、ラット及びイヌにおいて神経行動学的変化 (取扱い時の筋緊張、歩行異常等) が認められたが、病理組織学的変化はみられなかった。

急性遅発性神経毒性試験で、ニワトリにおいて運動失調の典型的な臨床症状を発現し、最初の毒性症状は起立不能であった。神経組織の病理組織学的検査で長期におよぶ横臥による坐骨神経障害が示唆された。急性遅発性神経毒性は陰性であった。

5. 亜急性毒性試験

[ジカンバ]

ラット及びイヌで神経行動学的変化 (活動性低下、歩行異常等) が認められたが、病理組織学的変化はみられなかった。その他に、ラットでは肝臓 (重量増加、ALP 増加)、イヌでは血液 (貧血) に影響がみられた。4 週間の回復期間終了後にはほとんどの所見は認められなかった。

[代謝物]

代謝物 B、C 及び D の亜急性毒性試験において、親化合物と比較して特に

問題となる毒性は認められなかった。

6. 慢性毒性/発がん性試験

[ジカンバ]

ラット及びイヌを用いた慢性毒性試験で毒性所見は認められなかった。ラット及びマウスで発がん性は認められなかった。

[代謝物]

代謝物 B のラットを用いた慢性毒性/発がん性併合試験においても、一般毒性及び発がん性は認められなかった。

7. 生殖発生毒性試験

ジカンバ及び代謝物 B のいずれにおいても繁殖能に対する影響及び催奇形性は認められなかった。

8. 遺伝毒性試験

ジカンバ、代謝物 B、C 及び D の遺伝毒性試験では、一部の *in vitro* 試験で最高用量のみ又は代謝活性化系非存在下の細胞毒性が認められる高用量域で陽性結果が得られたが、*in vivo* 試験では陰性であった。

ジカンバ(DICAMBA)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
農産物に係る基準値												みかん											
米(玄米)	0.05	現行	0.05									なつみかん											
小麦	0.5	現行	0.5									なつみかんの外果皮											
大麦	0.5	現行	0.5									なつみかんの果実全体											
ライ麦	0.1	現行	0.1									レモン											
とうもろこし	0.5	現行	0.5									オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)											
そば	0.05	現行	0.05									グレープフルーツ											
その他の穀類	3	現行	3									ライム											
												その他のかんきつ類果実											
大豆	0.05	現行	0.05									りんご											
小豆類												日本なし											
えんどう												西洋なし											
そら豆												マルメロ											
らっかせい												びわ											
その他の豆類																							
ばれいしょ	0.05	現行	0.05									もも											
さといも類(やつがしらを含む。)												ネクタリン											
かんしょ												あんず(アブリコットを含む。)											
やまいも(長いものをいう。)												すもも(プルーンを含む。)											
こんにゃくいも												うめ											
その他のいも類												おうとう(チェリーを含む。)											
てんさい												いちご											
さとうきび	0.1	現行	0.1									ラズベリー											
												ブラックベリー											
だいこん類(ラディッシュを含む。)												ブルーベリー											
だいこん類(ラディッシュを含む。)												クランベリー											
かぶ類の根												ハuckleberry											
かぶ類の葉												その他のベリー類果実											
西洋わさび																							
クレソン												ぶどう											
はくさい												かき											
キャベツ												バナナ											
芽キャベツ												キウイ											
ケール												パパイヤ											
こまつな												アボカド											
きょうな												パイナップル											
デンゲンサイ												グアバ											
カリフラワー												マンゴ											
ブロッコリー												パッションフルーツ											
その他のあぶらな科野菜												なつめやし											
ごぼう												その他の果実											
サルシフィー																							
アーティチョーク												ひまわりの種子											
デコリ												ごまの種子											
エンダイブ												べにばなの種子											
しゅんぎく												綿実	3	現行	3								
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)												なたね											
その他のきく科野菜												その他のオイルシード											
たまねぎ												ぎんなん											
ねぎ(リーキを含む。)												くり											
にんにく												ペカン											
にら												アーモンド											
アスパラガス	3	現行	3									くるみ											
わけぎ												その他のナッツ類											
その他のゆり科野菜																							
にんじん												茶											
パースニップ												コーヒード											
バセリ												カカオ豆											
セロリ												ホップ											
みつば												その他のスパイス											
その他のせり科野菜												その他のハーブ											
トマト																							
ピーマン																							
なす																							
その他のなす科野菜																							
きゅうり(ガーキンを含む。)																							
かぼちゃ(スカッシュを含む。)																							
しろくり																							
すいか																							
メロン類果実																							
まくわうり																							
その他のうり科野菜																							
ほうれんそう																							
たけのこ																							
オクラ																							
しょうが																							
未成熟えんどう																							
未成熟いんげん																							
えだまめ	10	海外				10					5												
マッシュルーム																							
しいたけ																							
その他のきのこ類																							
その他の野菜																							

ジカンバ(DICAMBA)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型		残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型
畜水産物に係る基準値												加工食品に係る基準値					
牛の筋肉	0.1	海外				0.2	0.05				5						
豚の筋肉	0.1	海外				0.2	0.05				5						
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.1	海外				0.2	0.05				5						
牛の脂肪	0.2	海外				0.2					5	ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の脂肪	0.2	海外				0.2					5						
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.2	海外				0.2					5						
牛の肝臓	0.8	海外				1.5	0.05				5						
豚の肝臓	0.8	海外				1.5	0.05				5						
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.8	海外				1.5	0.05				5						
牛の腎臓	0.8	海外				1.5	0.05				5						
豚の腎臓	0.8	海外				1.5	0.05				5						
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.8	海外				1.5	0.05				5						
牛の食用部分	0.1	海外				0.2	0.05				5						
豚の食用部分	0.1	海外				0.2	0.05				5						
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.1	海外				0.2	0.05				5						
乳	0.2	海外				0.3	0.1				5						
鶏の筋肉	0.05	海外					0.05				5						
その他の家禽の筋肉	0.05	海外					0.05				5						
鶏の脂肪	0.05	その他									8-3						
その他の家禽の脂肪	0.05	その他									8-3						
鶏の肝臓	0.05	海外					0.05				5						
その他の家禽の肝臓	0.05	海外					0.05				5						
鶏の腎臓	0.05	海外					0.05				5						
その他の家禽の腎臓	0.05	海外					0.05				5						
鶏の食用部分	0.05	海外					0.05				5						
その他の家禽の食用部分	0.05	海外					0.05				5						
鶏の卵	0.05	海外					0.05				5						
その他の家禽の卵	0.05	海外					0.05				5						
魚介類(さけ目魚類に限る。)																	
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)																	
魚介類(すずき目魚類に限る。)																	
魚介類(その他の魚類に限る。)																	
魚介類(貝類に限る。)																	
魚介類(甲殻類に限る。)																	
その他の魚介類																	
はちみつ																	

※留意事項※

※表の見方他※

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

- ・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。
- ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

c厚生労働省, 2005. All rights reserved.

フルオピラム

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
- 新規登録申請 - インポートト レランス設 定要請	ピリジルエチル アミド系	コハク酸脱水素酵素（複 合体Ⅱ）阻害	殺菌剤	- 試験成績報告書 - 農薬抄録 - 海外作物残留試 験成績

本剤は、第 13 回農薬専門調査会評価第二部会（2012 年 2 月 27 日）で農薬抄録について 5 項目の抄録確認事項が出された。2012 年 4 月 20 日に回答として補足資料が提出され、第 14 回農薬専門調査会評価第二部会（2012 年 3 月 19 日）で審議された。

【第 14 回 農薬専門調査会評価第二部会における議論のポイント】

- 動物体内運命試験：特段の議論なし。
- 植物体内運命試験：特段の議論なし。
- 土壌中及び水中運命試験：特段の議論なし。
- 急性毒性試験：特段の議論なし。
- 急性神経毒性試験：
自発運動量及び移動運動量減少について議論され、神経毒性を示唆する所見ではないとされた。
- 90 日間亜急性毒性試験（ラット）：
雄で認められた「近位尿細管内硝子滴増加」について議論され、ヒトに対する毒性的意義が低いとされ、無毒性量の記載方法について議論された。
- 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験（ラット）：
30 ppm 投与群の雄で中間と殺時の軽微な小葉中心性から小葉中間帯の肝細胞大型空胞が認められたが、24 か月での計画殺及び途中死亡例ともに同所見は認められないことから毒性影響ではないとされた。
- 発生毒性試験（ラット）（ウサギ）：
「胸腺遺残」「胸椎体分離/軟骨分離」については、腹毎の統計検定の結果有意差が認められなかったことから、毒性所見としないこととされた
- 遺伝毒性試験：特段の議論なし。
10. ラットを用いた肝薬物代謝酵素誘導に関する試験：
対照としてフェノバルビタールのみを用いていること、げっ歯類における CAR を介した肝臓の変化のヒトへの外挿性、チロキシンの血中クリアランスについて議論された。

フルミオキサジン

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
暫定基準 適用拡大	フェニルフタル イミド系	葉緑体中クロロフィル生 合成経路の酵素阻害によ り除草効果を示す。	除草剤	農薬抄録 米国及び豪州資料

【審議の経緯】

第 26 回総合評価第二部会（2008 年 12 月 22 日）で 1 回目の審議が行われ、催奇形性に関する議論が行われ、閾値が得られたことから ADI が設定された。

【試験成績の概要】

暫定基準値は、別添のとおり。基準参照国は米国、豪州。

【事務局における気づきの点】

1. 動物体内運命試験において、 T_{max} は低用量で 4 時間、高用量で 8～16 時間であった。吸収率は 80.4～85.1% であり、胃、消化管、肝臓及び腎臓に高く分布した。親化合物は尿中には微量、糞中へは高用量で多く認められ、尿及び糞中の主要代謝物は M7 であった。主要排泄経路は糞中であった。
2. 畜産動物（ヤギ及びニワトリ）を用いた動物体内運命試験において、投与された放射能の大部分が排泄物中に排泄され、主要代謝物は M7 及び M10 であった。
3. 植物体内運命試験において、植物体への放射能の移行はごく少量で、植物体内に親化合物が僅かに認められるか未検出であった。主要代謝物として、M20 が認められた。
4. 毒性試験において、主な影響は血液(貧血等)及び肝臓（肝細胞肥大、重量増加等）に認められた。発がん性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。
5. 繁殖試験において、最小毒性量を大きく上回る用量において交尾率及び出産率の減少が認められた。
6. 発生毒性試験において、心室中隔欠損が認められたが、その発現メカニズムの検討から胎児への直接的な傷害作用によるものではなく、貧血による二次的なものであると考えられた。
7. 各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質をフルミオキサジン(親化合物のみ)と設定した。

フルミオキサジン (FLUMIOXAZIN)

[illegible]

フルミオキサジン(FLUMIOXAZIN)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型		残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型
畜水産物に係る基準値												加工食品に係る基準値					
牛の筋肉	0.01	海外					0.01				5						
豚の筋肉	0.01	海外					0.01				5						
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.01	海外					0.01				5						
牛の脂肪	0.01	その他									6-3	ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の脂肪	0.01	その他									6-3						
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.01	その他									6-3						
牛の肝臓	0.01	海外					0.01				5						
豚の肝臓	0.01	海外					0.01				5						
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.01	海外					0.01				5						
牛の腎臓	0.01	海外					0.01				5						
豚の腎臓	0.01	海外					0.01				5						
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.01	海外					0.01				5						
牛の食用部分	0.01	海外					0.01				5						
豚の食用部分	0.01	海外					0.01				5						
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.01	海外					0.01				5						
乳	0.01	海外					0.01				5						
鶏の筋肉	0.01	海外					0.01				5						
その他の家禽の筋肉	0.01	海外					0.01				5						
鶏の脂肪	0.01	その他									6-3						
その他の家禽の脂肪	0.01	その他									6-3						
鶏の肝臓	0.01	海外					0.01				5						
その他の家禽の肝臓	0.01	海外					0.01				5						
鶏の腎臓	0.01	海外					0.01				5						
その他の家禽の腎臓	0.01	海外					0.01				5						
鶏の食用部分	0.01	海外					0.01				5						
その他の家禽の食用部分	0.01	海外					0.01				5						
鶏の卵	0.01	海外					0.01				5						
その他の家禽の卵	0.01	海外					0.01				5						
魚介類(さけ目魚類に限る。)																	
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)																	
魚介類(すずき目魚類に限る。)																	
魚介類(その他の魚類に限る。)																	
魚介類(貝類に限る。)																	
魚介類(甲殻類に限る。)																	
その他の魚介類																	
はちみつ																	

※留意事項※

※表の見方他※

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

- ・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。
- ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

c厚生労働省, 2005. All rights reserved.

【既に食品影響評価の結果を有している農薬】

アミスルブロム（第3版）

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	追加資料
適用拡大	スルファモイル トリアゾール骨 格	卵菌類のミトコンドリア内電子伝達系複合体IIIQ _i サイトを阻害し、殺菌作用を示すと考えられている。	殺菌剤	・植物体内運命試験（水稻） ・好氣的湛水土壤中運命試験（海外土壤） ・好氣的湛水土壤中運命試験（国内土壤） ・好氣的湛水土壤中光分解運命試験 ・作物残留試験成績（水稻、かぶ等） ・ラット急性神経毒性試験 ・ラット亜急性神経毒性試験

【事務局における気づきの点など（追加試験）】

1. 適用拡大（稲、かぶ等）への基準値設定に係る諮問による第3版の審議。
2. 水稻を用いた植物体内運命試験の結果、可食部への移行は少なかった。
3. 好氣的湛水土壤中運命試験の結果、未変化のアミスルブロムの減少に伴い、主要分解物としてD（最大で31.9%TAR（国内土壤））及びAa（最大で38.9%TAR（海外土壤））が検出された。
4. 急性神経毒性試験（ラット）の結果、雄で接近反応の消失等が認められた。
5. 亜急性神経毒性試験（ラット）の結果、神経毒性は認められなかった。

以上より、暴露評価対象物質及びADIの変更はないと思われる。